

奈良県労働会館使用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第四十六号

奈良県労働会館使用規則の一部を改正する規則

奈良県労働会館使用規則（昭和二十七年十月奈良県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

「第一号様式及び第二号様式中「六労働財（1・2・3）」を「六労働財（1・2）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に奈良県手数料条例等の一部を改正する条例（令和五年三月奈良県条例第二十五号）第四条の規定による改正前の奈良県労働会館条例（昭和二十七年十月奈良県条例第五十一号）別表第一の表に規定する小会議室2及び小会議室3の使用の申込みをし、又は使用の承認を受けている者に係るこの規則による改正前の奈良県労働会館使用規則（以下「旧労働会館使用規則」という。）の規定により提出されている第一号様式による奈良県労働会館使用申込書及び旧労働会館使用規則により交付されている第二号様式による奈良県労働会館使用承認書であつてこの規則の施行の際現に効力を有するものは、それぞれこの規則による改正後の奈良県労働会館使用規則の規定により提出し、又は交付されているものとみなす。